

## 共同で事業を開始した場合の 助成金制度をご存じですか？

### 高齢者等共同就業機会創出助成金

～45歳以上の高齢者等3人以上が、共同で事業を開始し、従業員を雇用して、雇用・就業の機会を創設した場合～

**500万円(経費の2/3)を限度として支給されます**

#### 1 支給要件等

- ①雇用保険の適用事業所の事業主であること
- ②3人以上の高齢創業者の出資で新たに設立された法人事業主であること
- ③上記②の3人のうちの1人が法人の代表者であること
- ④法人の設立登記日及び「高齢者等共同就業機会創出事業計画書」を提出する日において、高齢創業者の議決権の合計が総数の過半数を占めていること
- ⑤支給申請日において、原則として45歳以上の方を1人以上継続して雇い入れること
- ⑥計画書を期間内に提出し、認定を受けた事業主であること

#### 2 計画書の受付

法人の設立登記前に下記へ問い合わせ下さい。

## 新規創業の事業主を支援します ＝助成金活用で雇用の受け皿作りを＝

### 地域創業助成金

サービス業等を創業し、求職者を雇用することにより地域に貢献する法人・個人事業者に対し、地域創業助成金を支給します。

#### 1 支給要件等

- ①サービス10分野(全国的に指定)又は地域重点分野(地域によって異なります)の事業を行うこと。
- ②労働者を2名以上(内1名は非自発的離職者)雇用すること。

#### 2 支給される額

※新規創業支援金(創業経費の支援)

創業から6ヶ月以内に要した経費の1/2(支援限度額:500万円)

※雇入れ奨励金(雇入れの支援)

創業から平成20年3月31日までに非自発的離職者を雇入れた場合1人当たり30万円(短時間労働者は15万円)